

令和8年第2回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 令和8年6月10日

閉 会 令和8年6月12日

開催場所 蓬田村議会議場

第1日（6月10日）

出席議員 8名

1番	坂 本 豊 君	2番	久 慈 省 悟 君
3番	川 崎 憲 二 君	4番	柿 崎 裕 二 君
5番	森 弘 美 君	6番	吉 田 勉 君
7番	乳 井 巖 公 君	8番	小 鹿 重 一 君

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	八 戸 慎 幸 君
教 育 長	久 慈 和 寛 君
会 計 管 理 者	木 村 伸 一 君
総 務 課 長	高 田 一 憲 君
税 務 課 長	中 川 孝 治 君
住 民 課 長	高 田 徹 君
健 康 福 祉 課 長	高 谷 久美子 君
教 育 課 長	八木澤 琴 美 君
産 業 振 興 課 長	藤 本 正 人 君
建 設 課 長	室 谷 君 弘 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議 会 事 務 局 長	稲 葉 正 明 君
議 会 事 務 局 次 長	蒔 田 千 草 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

3 番 川 崎 憲 二 君

4 番 柿 崎 裕 二 君

議事日程（第 1 号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 行政報告

第 5 報告第 4 号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について

第 6 報告第 5 号 蓬田村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の専決処分について

第 7 報告第 6 号 蓬田村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の専決処分について

第 8 報告第 7 号 令和 7 年度蓬田村一般会計補正予算（第 1 3 号）の専決処分について

第 9 報告第 8 号 令和 7 年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について

第 1 0 報告第 9 号 令和 7 年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

第 1 1 報告第 1 0 号 令和 7 年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第 6 号）の専決処分について

第 1 2 報告第 1 1 号 令和 7 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について

第 1 3 報告第 1 2 号 令和 7 年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）の専決処分について

第 1 4 報告第 1 3 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

第 1 5 報告第 1 4 号 継続費精算報告書について

第 1 6 議案の上程・提案理由の説明

- 第 1 7 議案第 1 5 号 蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を
改正する条例案
- 第 1 8 議案第 1 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例案
- 第 1 9 議案第 1 7 号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
- 第 2 0 議案第 1 8 号 動産の買入れの契約の締結について

午前9時43分 開会

○議長（小鹿重一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は8名で定足数に達していますので、これより令和8年第2回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小鹿重一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、3番川崎憲二君、4番柿崎裕二君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（小鹿重一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から6月12日までの3日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小鹿重一君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月12日までの3日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（小鹿重一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、6月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、町村議会広報研修会が5月20日に青森県労働福祉会館において開催され、議員を派遣しております。

5月26日から27日まで、東京国際フォーラムにおいて全国町村会議長・副議長研修会が開催され、議長、副議長を派遣しました。

次に、今期定例会に説明員として村長、教育長、会計管理者、各課長の出席を求めました。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（小鹿重一君） 日程第4、村長より前定例会以降における村行政の主なるものについて報告を求めます。村長。

○村長（八戸慎幸君） 皆さん、おはようございます。

それでは、行政報告いたします。

3月10日月曜日、蓬田中学校の卒業式に出席しております。

19日、蓬田小学校卒業式。

23日、地域農業再生協議会の総会に出席しております。

3月25日です。蓬田村土地改良区通常総会に出席。その後、上磯3商工会合併基本協定の締結式に出席しております。またその後、青森地域広域事務組合議会に出席しております。

3月30日、蓬田村漁業協同組合の通常総会に出席。

4月です。

4月1日、役場、辞令交付式を行っております。

4月3日、青森公立大学の入学式に出席。

7日、蓬田小学校、午後から蓬田中学校の入学式に出席しております。

9日、むつ湾フェリーの新船「かけはし」竣工式に出席しております。

4月30日、宮下青森県知事が蓬田紳装を訪問されました。同行いたしまして、蓬田紳装のスーツをご注文いただき、また工場内を見学いただきまして、非常に感激してございました。

5月1日、蓬田村元気シニアクラブ連合会定期総会に出席、同じく午後から蓬田村総合教育会議に出席しております。

7日、東北国道協議会通常総会に出席。

明けて8日、蓬田村地域農業再生協議会の総会に出席しております。また、午後から東津軽郡の町村会の定期総会に出席しております。

15日、村商工会の定期総会出席。

16日、蓬田中学校の運動会に出席しております。

19日は村内の田植の督励に出かけております。

また、26日です。蓬田村交通死亡事故ゼロ達成7年の知事表彰を受けてございます。

27日、外ヶ浜地区の交通安全協会定期総会に出席。

5月29日、漫画家の武井宏之先生が図書を寄贈くださいまして、その記念のセレモニーを開催しております。

30日、蓬田小学校の運動会に出席しております。

6月3日、青森県農林水産事務所の所長がいらっしやいまして、意見交換、情報交換を行ってございます。

6月7日、平内町消防団定期観閲式に出席しております。

以上、行政報告を終わります。

○議長（小鹿重一君） 以上で村長の行政報告は終わりました。

日程第5 報告第4号 蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第5、1ページ、報告第4号蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。税務課長。

○税務課長（中川孝治君） 報告第4号蓬田村税条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由として、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお願いします。

専決第6号、専決処分書。

蓬田村税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由としまして、地方自治法等の一部改正に伴い、蓬田村税条例の一部を改正する必要が生じたため専決処分するものであります。

主な改正内容につきましてご説明いたします。

次のページをお開きください。

主な改正点としましては、軽自動車等の取得する際に、燃費性能など環境性能に応じ

て1%から2%、軽自動車税環境性能割として課税されておりました。それが、令和8年3月31日付けで軽自動車税環境性能割が廃止となり、それに伴う条例の改正となっております。そのほかについても、国の地方税法の一部改正に伴い、関連する内容の整備をするものであります。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成7名）

○議長（小鹿重一君） 賛成全員です。よって、報告第4号は承認することに決定されました。

日程第6 報告第5号 蓬田村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第6、41ページ、報告第5号蓬田村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の専決処分について報告を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 報告第5号蓬田村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので報告し、承認を求める。

提案理由として、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

専決第4号、蓬田村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

専決理由として、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律、（令和6年法律第

47号)の施行により実施される乳児等通園支援事業について、施設の設備及び人員配置等の基準を条例で定めるため専決処分するものであります。

内容について説明いたします。

次のページをご覧ください。

乳児等通園支援事業は、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子供を対象に、月10時間の枠内で、就労等の要件を問わず、1時間単位で柔軟に利用できる新たなこども誰でも通園制度であります。

この条例は、国の内閣府令で定める基準を参考にして条例を定めることとされており、認可申請時に設備や運営体制が整っているかを審査するための基準になります。

第1条から第5条までは用語の意義、最低基準、事業者の一般原則等について規定し、第6条から第19条については設備及び運営に関する基準として主に安全計画の策定、職員の一般的条件、衛生管理、内部規定、苦情対応等について規定し、第20条では事業区分を一般型と余裕活用型とし、第21条から第27条で区分ごとの設備や職員の基準について規定しております。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長(小鹿重一君) これより質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(小鹿重一君) 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第5号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(賛成7名)

○議長(小鹿重一君) 賛成全員です。よって、報告第5号は承認することに決定されました。

日程第7 報告第6号 蓬田村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の専決処分について

○議長(小鹿重一君) 日程第7、52ページ、報告第6号蓬田村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の専決処分について報告を求めます。健康福祉

課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 報告第6号蓬田村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由として、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

専決第5号、蓬田村特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分をする。

専決理由として、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の施行により、保育所等施設への新たな給付として乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）が実施されることに伴い、事業者の運営に関する基準を条例で定めるため専決処分するものであります。

内容について説明いたします。

次のページをご覧ください。

こちらの条例は、乳児等通園支援事業の創設に伴い、内閣府令で定めた基準を参考にして条例を定めることとされており、認可を受けた後に実施される事業について村が確認するための基準になります。

第1条、第2条では趣旨及び一般原則について規定し、第3条では利用定員に関する基準を規定し、第4条から第32条については運営に関する基準として、主に面談、記録、取組方針、運営規程、記録の整理等、具体的な運営基準について規定しております。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行するものであります。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(賛成 7 名)

○議長（小鹿重一君） 賛成全員です。よって、報告第 6 号は承認することに決定されました。

日程第 8 報告第 7 号 令和 7 年度蓬田村一般会計補正予算（第 13 号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第 8、65 ページ、報告第 7 号令和 7 年度蓬田村一般会計補正予算（第 13 号）の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（高田一憲君） 報告第 7 号令和 7 年度蓬田村一般会計補正予算（第 13 号）の専決処分について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由として、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお願いいたします。

専決第 7 号、令和 7 年度蓬田村の一般会計補正予算（第 13 号）は、次に定めるところによる。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 億 8,361 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 2,736 万 3,000 円とするものでございます。

それでは、総務課関係の主な項目について説明させていただきます。

13 ページをお開きください。

歳入になります。

中段、10 款 1 項 1 目 1 節地方交付税、特別交付税として 5,024 万 9,000 円を増額補正しています。

次に、17 ページをお開きください。

14 款 2 項 5 目 13 節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として 3,374 万 7,000 円を減額補正してございます。

21 ページをお開きください。

15 款 3 項 1 目 4 節選挙費委託金として 126 万 4,000 円を増額補正してございます。

22 ページをお開きください。

中段、17 款 1 項 1 目 1 節一般寄附金、ふるさと納税寄附金として 4,410 万 8,000 円を減

額補正しています。

次に、24ページをお開きください。

下段になります。21款1項4目2節外ヶ浜分署庁舎建替事業債として590万円を減額補正しています。いずれも年度事業確定による補正となります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

25ページをお開きください。

下段になります。2款1項1目7節報償費から、次のページの25節寄附金まで、合わせて2,371万8,000円を減額補正しています。

その下の4目になります。財産管理費の10節需用費から、次のページの18節負担金、補助及び交付金まで、合わせて2,986万1,000円を減額補正しています。

28ページをお開きください。

中ほどになります。14目新庁舎等建設事業費2,287万4,000円を減額補正しています。

2つ下の17目ふるさと納税基金費4,410万8,000円の減額補正をしています。

44ページをお願いします。

9款1項1目非常備消防費から、次のページの3目災害対策費まで、合わせて765万4,000円を減額補正しています。いずれも年度事業、事務事業終了に伴い精査し、計上したものです。

説明は以上となります。

○議長（小鹿重一君） 税務課長。

○税務課長（中川孝治君） それでは、税務課関係の項目について説明させていただきます。

まず、歳入、10ページをお開きください。

1款1項市町村民税2,560万4,000円を増額しております。

次に、2項固定資産税957万9,000円を増額しております。

次に、3項軽自動車税24万1,000円を増額しております。

次に、下段、市町村たばこ税から、12ページ、8款自動車環境性能割交付金まで、それぞれの収入見込額を計上しております。

次に、歳出です。

29ページをお開きください。

2款2項2目賦課徴収費4,293万2,000円を減額計上しております。いずれも事業終了

に伴い精査したものとなっております。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） 住民課長。

○住民課長（高田 徹君） 住民課関係予算について説明いたします。

歳入、14ページをお開きください。

13款2項1目1節戸籍手数料、4節諸証明手数料は、戸籍の交付件数や印鑑証明の交付件数等の実績確定により補正しております。

17ページをお開きください。

14款3項2目1節国民年金費事務委託金71万2,000円の増額です。申請件数の実績に伴い委託金が確定したため、補正したものです。

歳出、29ページをお開きください。

2款3項1目12節戸籍システム標準化対応業務委託料264万円の減額です。当初の業務内容から一部令和8年度にスライドしたものがあったため、減額補正したものです。今説明した以外の予算も、事業費確定に伴う補正となっております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（高谷久美子君） 健康福祉課関係の主な項目について説明させていただきます。

歳出、31ページお開きください。

一番下になります。3款1項1目19節扶助費の重度心身障害者医療費233万7,000円を減額しております。

次の32ページをお開きください。

3款1項2目19節扶助費の老人保護措置費145万円を減額しております。

34ページをお開きください。

一番上になります。3款1項5目19節扶助費の自立支援給付費1,541万9,000円を減額しております。

35ページをお開きください。

下の段の3款2項2目19節扶助費の児童手当130万5,000円を減額しております。

36ページをお開きください。

4款1項2目予防費12節の委託料の各種予防接種委託料として合わせて1,332万3,000

円を減額しております。

37ページをお開きください。

4款1項3目18節負担金補助及び交付金の青森地域広域事務組合負担金777万1,000円を減額しております。

38ページをお開きください。

4款1項9目ふれあいセンター費、14節工事請負費のふれあいセンター屋上改修工事費576万4,000円を減額しております。いずれも年度事務事業終了に伴い精査したのになります。

なお、歳入につきましても、歳出対応額に合わせて予算措置しております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 産業振興課長。

○産業振興課長（藤本正人君） 産業振興課関係の主な項目について説明させていただきます。

歳入から説明いたします。

20ページをお開きください。

中段、15款2項4目7節青森県有害鳥獣捕獲体制強化事業費補助金36万7,000円の増額です。これは、有害鳥獣の捕獲業務の効率化と職員等の安全確保のための資材等の購入に対する県の補助金です。

22ページをお開きください。

上段、16款2項2目1節、分収造林間伐材等売払収入271万3,000円の増額です。これは、長科地区と高根地区の分収造林の売買により売払い収入が増額したものです。

次に、歳出について説明いたします。

39ページをお開きください。

中段、6款1項3目18節農業用ハウス等導入支援事業補助金367万9,000円の減額です。実績件数は、新設が1件、更新が7件、設備の設置が1件でした。

同じく18節振興野菜パワーアップ支援事業補助金209万3,000円の減額です。実績件数は、トマトが24件、ミニトマトが8件、タマネギが1件、その他野菜が1件でした。

40ページをお開きください。

中段、6款1項11目18節新規就農者育成総合対策事業費補助金、合わせて1,087万5,000円の減額です。実績件数は、経営発展支援事業が1件、経営開始資金が2件でし

た。

その他の予算についても、いずれも事業確定に伴い精査し、予算調製したものです。

なお、歳入につきましては、歳出対応額に合わせて予算措置しております。

説明は以上になります。

○議長（小鹿重一君） 建設課長。

○建設課長（室谷君弘君） 建設課関係の予算について、主な項目について説明いたします。

歳入、13ページをお開きください。

下段、13款１項３目１節住宅使用料98万1,000円の増額です。これは、入居率の増に伴うものです。

次に、16ページをお開きください。

14款２項３目土木費国庫補助金48万4,000円の減額です。事業の確定に伴い減額いたしました。

次に、歳出に入ります。

39ページをお開きください。

6款１項５目18節県営蓬田第一地区経営体育成基盤整備事業負担金1,223万4,000円の減額です。これは、工事費の確定に伴い負担金が減額したため補正いたしました。

次に、42ページをお開きください。

8款２項１目12節村道711号線舗装補修工事測量設計業務委託料173万4,000円の減額です。委託料の確定に伴い減額いたしました。

次に、8款２項１目14節の工事請負費646万円の減額です。工事費の確定に伴い減額いたしました。

次に、43ページをお開きください。

8款２項２目17節除雪ロータリ購入費334万7,000円の減額です。入札による購入額確定に伴い減額いたしました。

今説明した以外の予算も事業費確定に伴う補正となっております。

以上です。

○議長（小鹿重一君） 教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） それでは、教育課関係の主な項目について説明させていただきます。

46ページをお開き願います。

歳出になります。

上段、小学校費です。10款2項2目17節青森県公立学校情報機器整備事業備品購入費509万7,000円を減額しております。

同じページの下段、中学校費です。10款3項1目14節石油ストーブ交換工事費111万3,000円を減額しております。

次のページをお開き願います。

上段、同じく中学校費の2目17節青森県公立学校情報機器整備事業備品購入費350万8,000円を減額しております。

いずれも事業費の確定により補正したものです。

その他の歳入、歳出、いずれも事業費確定に伴い精査したものであります。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第7号の採決をいたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成7名）

○議長（小鹿重一君） 賛成全員です。よって、報告第7号は承認することに決定されました。

日程第9 報告第8号 令和7年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算
（第5号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第9、116ページ、報告第8号令和7年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）の専決処分について報告を求めます。教育課長。

○教育課長（八木澤琴美君） 報告第8号令和7年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第8号、令和7年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第5号）。

令和7年度蓬田村の学校給食センター特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ218万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,645万5,000円とする。

5ページをお開き願います。

歳入の主なものとして、上段、1款1項1目給食収入を総額3万5,000円減額しております。これは、収入額の確定による減額となっております。

下段、2款1項1目繰入金の総額214万9,000円を事業の確定により減額しております。続きまして、次のページ、歳出になります。

上段、1款1項1目一般管理費の総額122万2,000円をそれぞれ事業費の確定により減額しております。

その下、2款1項1目給食費についても事業費の確定により96万2,000円を減額しております。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成7名）

○議長（小鹿重一君） 賛成全員です。よって、報告第8号は承認することに決定されました。

日程第10 報告第9号 令和7年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算
（第4号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第10、124ページ、報告第9号令和7年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（高田 徹君） 報告第9号令和7年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決第9号、令和7年度蓬田村の国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,881万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億5,438万3,000円といたしました。

歳入、7ページをお開きください。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税95万9,000円の増額です。これは、徴収税額の確定に伴い増額したものです。現年の徴収率は94.62%、滞納繰越しは19.21%となっております。

次のページをお開きください。

4款1項1目保険給付費等交付金2,617万3,000円の減額です。これは、県からの交付金額が確定したため補正いたしました。

次に、歳出、11ページをお開きください。

2款1項1目18節一般被保険者療養給付費2,515万円の減額です。これは、被保険者自己負担分を除いた公費負担分です。被保険者数の減少、それに伴う医療費の減によるものです。

次に、14ページをお開きください。

5款2項1目12節特定健診等委託料139万円の減額です。これは、特定健診受診者数の確定により減額いたしました。

その他の予算もいずれも事業費確定により補正したものです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第9号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成7名）

○議長（小鹿重一君） 賛成全員です。よって、報告第9号は承認することに決定されました。

日程第11 報告第10号 令和7年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第11、141ページ、報告第10号令和7年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（高田 徹君） 報告第10号令和7年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第6号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決第10号、令和7年度蓬田村の介護保険特別会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,805万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,903万2,000円といたしました。

歳入、7ページをお開きください。

1款1項1目第1号被保険者保険料325万6,000円の増額です。徴収額の確定に伴い補正しました。現年の徴収率は99.45%、滞納繰越しの徴収率は19.03%です。

歳出、11ページをお開きください。

2款1項1目居宅介護サービス給付費から、13ページの9目居宅介護サービス計画給付費までの合計736万9,000円の減額です。これは、要介護者への訪問介護や通所介護、老人福祉施設への給付費、福祉用具購入費や住宅改修費で、いずれも事業費の確定に伴い減額いたしました。

2 款 2 項 1 目介護予防サービス給付費から、次のページの 7 目介護予防サービス計画給付費までの合計395万3,000円の減額です。これは、要支援者への給付費や住宅改修費等で、いずれも事業費の確定により減額いたしました。

16ページをお開きください。

2 款 6 項 1 目特定入所者介護サービス費から 3 目特定入所者介護予防サービス費までの合計342万9,000円の減額です。これは、低所得者の負担軽減分で、事業費の確定により減額いたしました。

その他の予算、いずれも事業費確定により補正したものです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第10号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成 7 名）

○議長（小鹿重一君） 賛成全員です。よって、報告第10号は承認することに決定されました。

日程第 1 2 報告第 1 1 号 令和 7 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第12、164ページ、報告第11号令和 7 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について報告を求めます。住民課長。

○住民課長（高田 徹君） 報告第11号令和 7 年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）の専決処分について。

地方自治法第179条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページをお開きください。

専決第11号、令和 7 年度蓬田村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 5 号）は、次

に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ221万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億282万7,000円といたしました。

歳入、5ページをお開きください。

1款1項1目特別徴収保険料と2目普通徴収保険料、合わせて145万8,000円の増額です。これは、徴収額の確定に伴い増額したものです。

次に、その下段、3款1項1目事務費繰入金と2目保険基盤安定繰入金、合わせて488万7,000円の減額です。事業の確定に伴い減額したものです。

次に、歳出、7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費105万8,000円の減額です。

次に、その下段、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金102万6,000円の減額です。事業費の確定に伴い減額いたしました。

その他の予算、いずれも事業費確定により補正したものです。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成7名）

○議長（小鹿重一君） 賛成全員です。よって、報告第11号は承認することに決定されました。

日程第13 報告第12号 令和7年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分について

○議長（小鹿重一君） 日程第13、174ページ、報告第12号令和7年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分について報告を求めます。建設課長。

○建設課長（室谷君弘君） 報告第12号令和7年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

提案理由。地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

専決第12号、令和7年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第4号）。

令和7年度蓬田村の簡易水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の予定額をそれぞれ422万5,000円減額し、収入支出の総額をそれぞれ9,898万2,000円といたしました。

次のページをお開きください。

資本的収入の予定額を19万3,000円減額し、5,264万2,000円といたしました。

各財諸表等、説明書として添付しておりますが、補正予算実施計画明細書で内容の説明をさせていただきます。

5ページをお開きください。

収益的収入、1款1項1目1節簡易水道使用料96万円の減額です。契約件数の減に伴い補正しました。

次に、1款2項1目1節一般会計補助金327万8,000円の減額です。支出の減額補正に伴い補正いたしました。

6ページをお開きください。

収益的支出の1款1項2目配水及び給水費91万9,000円の減額です。事業費の確定により補正いたしました。

その下段、3目総係費268万8,000円の減額です。支出額の確定により減額いたしました。

その他の予算の減額等も、事業費の確定により補正いたしました。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(賛成 7 名)

○議長（小鹿重一君） 賛成全員です。よって、報告第12号は承認することに決定されました。

日程第 1 4 報告第 1 3 号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（小鹿重一君） 日程第14、184ページ、報告第13号繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（高田一憲君） 報告第13号繰越明許費繰越計算書の報告について。

令和 7 年度蓬田村一般会計補正予算（第12号）第 2 条及び令和 7 年度蓬田村一般会計補正予算（第13号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおりに翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第 2 項の規定により報告するものです。

まず、令和 7 年度中に繰越明許費として議決をいただきました事業について、繰越手続きが完了しましたので、繰越計算書を添えて議会に報告するものでございます。

次のページをお願いいたします。

内容について、その概要を報告いたします。翌年度への繰越明許内容として、計 5 事業、総額で1,755万4,000円です。

款別の主な内訳を説明いたします。

まず、2 款総務費 3 項戸籍住民基本台帳費においては、戸籍附票システム改修事業184万8,000円、住民記録システム改修事業113万3,000円の 2 事業です。繰越内容としては、国の補正予算への対応に伴い、あらかじめ翌年度にわたる事業計画として予算を編成したことによるものでございます。

次に、6 款農林水産業費 1 項農業費においては、ライスセンター南棟屋根外壁等修繕工事費設計管理事業278万3,000円の 1 事業です。繰越理由としては、ライスセンターの稼働時期を避けて事業実施することにより年度内の完了が困難になったことによるものでございます。

次に、9 款消防費 1 項消防費については、蓬田村防災ハザードマップ更新事業418万円、防災備品導入事業761万円の 2 事業です。繰越理由としては、総務費の事業と同様に、国の補正予算への対応に伴い、あらかじめ翌年度にわたる事業計画として予算を編成したことによるものでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

日程第 15 報告第 14 号 継続費精算報告書の報告について

○議長（小鹿重一君） 日程第15、186ページ、報告第14号継続費精算報告書について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（高田一憲君） 報告第14号継続費精算報告書について。

蓬田村庁舎建設設計等事業等に係る継続費精算報告書を別紙のとおり調整したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告するものです。

まず、本件は継続費を設けて実施した事業が完了したもので、継続費精算報告書を添えて議会に報告するものです。

次のページをお願いします。

内容について、その概要を報告いたします。

報告内容としては、新庁舎の建設及び旧ライスセンターの改修等に係る計5事業です。款別の内訳を説明いたします。

まず、2款総務費1項総務管理費においては、以下の2事業です。蓬田村庁舎建設事業の中ほどにある計として、支出済額は18億5,573万9,600円、蓬田村庁舎地中熱利用設備事業は支出済額3億7,070万円となっています。

次に、6款農林水産業費1項農業費においては、以下の2事業です。旧ライスセンター機器設備等更新事業は支出済額6億9,099万8,000円、旧ライスセンター機器設備等更新に係る改修事業費、支出済額5,822万3,000円となっています。

最後に、9款消防費1項消防費においては1事業です。新庁舎防災無線設置事業、支出済額2,670万9,100円となっています。

各事業の年度割額や財源内訳などの詳細については記載のとおりとなっております。

以上、報告させていただきます。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

以上で報告第14号継続費精算報告書の報告を終わります。

日程第16 議案の上程・提案理由の説明

○議長（小鹿重一君） 次に、議案の審議を行います。

日程第16、議案の上程。今期定例会に提出されております議案13件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（八戸慎幸君） それでは、令和8年第2回蓬田村議会定例会の開会に当たり提案いたしました議案13件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第15号、蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案は、地方公務員法第28条第4項の規定に基づき、新たに職員の失職の特例について規定するため提案するものであります。

議案第16号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案は、各種委員の追加に伴い関係条例で定めている表の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものであります。

議案第17号、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案は、地方税法等の一部改正に伴い蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、提案するものであります。

議案第18号、動産の買入れの契約の締結については、蓬田村消防団第三分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を買入れするため提案するものであります。

議案第19号、令和8年度蓬田村一般会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として、県支出金480万6,000円、繰入金645万6,000円、村債70万円を増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、民生費163万9,000円、農林水産業費558万3,000円、教育費295万7,000円などを増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1,196万2,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ31億2,540万5,000円となるわけであります。

議案第20号、令和8年度蓬田村学校給食センター特別会計補正予算（第1号）案につ

きましてご説明申し上げます。

歳入として繰入金28万7,000円を増額し、歳出として総務費28万7,000円を増額しております。

この結果、歳入歳出ともに28万7,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4,471万3,000円となるわけであります。

議案第21号、令和8年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として、国庫支出金9万5,000円を増額し、繰入金247万円を減額しております。

次に、歳出として総務費237万5,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに237万5,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億4,924万3,000円となるわけであります。

議案第22号、令和8年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として、国庫支出金39万円を増額し、繰入金240万1,000円を減額しております。

次に、歳出として総務費201万1,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに201万1,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ5億6,965万8,000円となるわけであります。

議案第23号、令和8年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

歳入として繰入金26万9,000円を減額し、歳出として総務費26万9,000円を減額しております。

この結果、歳入歳出ともに26万9,000円の減額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ1億126万5,000円となるわけであります。

議案第24号、令和8年度蓬田村簡易水道事業会計補正予算（第1号）案につきましてご説明申し上げます。

収入として営業外収益34万8,000円を減額し、支出として営業費用34万8,000円を減額しております。

この結果、収入支出ともに34万8,000円の減額となり、予算規模は収入支出それぞれ1億652万6,000円となるわけであります。

議案第25号、蓬田村監査委員の選任につき同意を求めることについては、地方自治法

第196条第1項の規定により、監査委員の選任について同意を得るため提案するものがあります。

議案第26号、蓬田村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、地方税法第423条第3項の規定により、固定資産評価審査委員会委員の選任について同意を得るため提案するものであります。

議案第27号、蓬田村農業委員会委員の選任につき同意を求めることについては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会委員の選任について同意を得るため提案するものであります。

以上をもちまして提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

日程第17 議案第15号 蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する
条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第17、199ページ、議案第15号蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高田一憲君） 議案第15号蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例案。

蓬田村職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。地方公務員法第28条第4項の規定に基づき、新たに職員の失職の特例について規定するため提案するものでございます。

次のページをお願いします。

内容についてご説明いたします。改正前の条例では、特別の定めがある場合を除き、職員が拘禁刑以上の刑に処せられた場合は一律に失職となっていました。今般、刑法等の改正に伴う地方公務員法の改正を受け、故意や悪意によらない過失による事案で執行猶予が付されるなど情状酌量の余地が認められる場合にまで直ちに失職となることを避けるため、失職の特例を新たに規定するものといたします。

説明は以上となります。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第15号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成7名）

○議長（小鹿重一君） 賛成全員です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第16号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償 に関する条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第18、202ページ、議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高田一憲君） 議案第16号特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由。各種委員の追加に伴い、関係条例で定めている表の一部を改正する必要性が生じたため提案するものでございます。

次のページをお願いします。

改正内容としては、本村における観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、新たに蓬田観光推進協議会を設置するため改正するものです。

附則として、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第16号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成7名）

○議長（小鹿重一君） 賛成全員です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第17号 蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

○議長（小鹿重一君） 日程第19、207ページ、議案第17号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これより内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（中川孝治君） 議案第17号蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案。

蓬田村国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものとする。

提案理由といたしまして、地方税法の一部改正に伴い、蓬田村国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため提案するものであります。

次のページをお開きください。

改正内容といたしましては、令和7年11月27日に厚生労働省から国民健康保険税の賦課限度額を109万円から110万円に引き上げる案が示されております。その後、令和8年度制度改正の検討過程において子ども・子育て支援金制度が新たに導入されることにより、この支援金分として上限3万円が追加されました。これにより、最終的な限度額が合計で113万円となります。これに伴い、令和8年4月1日から医療分の賦課限度額を66万円から67万円へ引き上げるほか、軽減判定所得基準についても5割軽減基準額を30万5,000円から31万円へ、2割軽減基準額を56万円から57万円に改正するものです。

また、令和8年4月から新たに子ども・子育て支援金分を設けるため、4区分の賦課額を合算して算定するための改正となっております。

附則。

この条例は令和8年4月1日から施行する。

2、この条例による改正後の蓬田村国民健康保険税条例の規定は令和8年度以降の年度分の国民健康保険について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税についてはなお従前によるものとする。

説明は以上です。

○議長（小鹿重一君） 暫時休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時01分 再開

○議長（小鹿重一君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第17号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成7名）

○議長（小鹿重一君） 賛成全員です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第18号 動産の買入れの契約の締結について

○議長（小鹿重一君） 日程第20、228ページ、議案第18号動産の買入れの契約の締結についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（高田一憲君） 議案第18号動産の買入れの契約の締結について。

次のとおり動産を買入れすることについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、買入れ物件、小型動力ポンプ付積載車（蓬田村消防団第三分団）に導入されるものです。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約金額、1,892万円。

4、契約の相手方、青森県青森市栄町1丁目12番1号、有限会社丸栄消機、代表取締役天内晴美。

提案理由。蓬田村消防団第三分団に配備する小型動力ポンプ付積載車を買入れするため提案するものでございます。

以上です。

○議長（小鹿重一君） これより質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小鹿重一君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第18号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

（賛成7名）

○議長（小鹿重一君） 賛成全員です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時04分 散会

上記会議の経過は、事務局長稲葉正明が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員